

令和
7年度版

ひとり親家庭のしおり

ひとり親家庭のみなさんを
サポートします。



このしおりは、ひとり親として子育てをされている家庭への支援をまとめたものです。

- 和歌山県内（和歌山市を除く）にお住まいの方を対象にしています。
和歌山市にお住まいの方は、支援制度が異なりますので和歌山市へお問合せください。
- 各制度内容や手当額は、令和7年3月時点の情報です。
その後、制度改正などで変更になる場合があります。
- 詳細については、それぞれの担当部署へお問い合わせください。

目次

1. 家計の支援 …… 給付金や減免制度などはこちら ▶ P.1

- 定期的な給付金 ■ 児童扶養手当 ■ 児童手当
- 減免制度 ■ ひとり親家庭医療費助成 ■ 税の軽減
- 年金 ■ 遺族年金
- 貸付 ■ 母子父子寡婦福祉資金貸付 ■ 生活福祉資金貸付

2. 保育サービス …… お子さんの預け先などはこちら ▶ P.3

- 保育料 ■ 保育料無償化・減額
- 日常的に利用できる保育サービス ■ ひとり親家庭等日常生活支援（子育て支援）
■ ファミリー・サポート・センター ■ 放課後児童クラブ（学童保育）
- 緊急時などの保育サービス ■ 一時預かり ■ ショートステイ
■ トワイライトステイ ■ 病児・病後児保育

3. 学費 …… お子さんの進学・修学費用の支援はこちら ▶ P.5

- ひとり親家庭・寡婦の方への貸付 ■ 母子父子寡婦福祉資金
- その他の給付・貸与制度 ■ 「あなたの『これから』のための応援サポート」

4. 仕事 …… 就業を考えている方はこちら ▶ P.6

- 働きやすい職場さがし ■ マザーズコーナー（ハローワーク） ■ わかやま就職支援センター
■ 母子家庭等就業・自立支援センター
- 資格取得等の支援 ■ 自立支援教育訓練給付金 ■ 高等職業訓練促進給付金
■ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援
■ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付
■ 母子父子寡婦福祉資金 ■ ハロートレーニング（公的職業訓練）

5. 住まい・暮らし …… 住居や生活に関する支援はこちら ▶ P.9

- 住まい ■ ひとり親家庭住宅支援資金貸付 ■ 県営住宅優先入居 ■ 母子生活支援施設
- 暮らし ■ ひとり親家庭等日常生活支援（生活援助）

6. 養育費 …… 養育費に関する相談や支援はこちら ▶ P.10

- 養育費の確保支援 ■ 公正証書作成費用等補助 ■ 弁護士相談 ■ 同行支援
- その他の相談先 ■ 養育費等相談支援センター ■ 法テラス和歌山

7. 相談窓口

子育てや暮らしに関する相談
はこちら

📄 P.11

子育てに関する相談

■ 親子のための相談LINE

■ 児童相談所相談専用ダイヤル

いじめ・不登校
などの相談

■ こどもSOSダイヤル

■ 教育相談電話

くらしの相談

■ 生活困窮者自立相談支援

■ ひとり親家庭訪問支援

■ 見守り支援（自立支援プログラム）

その他

■ DV・性暴力等の相談

■ こどもや家庭に関する主な相談窓口

8. 問合せ先一覧

県や市町村などの問合せ
先はこちら

📄 裏表紙

■ 県振興局問合せ先

■ 各市町村問合せ先

9. 情報提供

📄 裏表紙

■ こども食堂

■ ひとり親家庭の交流の場

凡 例

この冊子では、各支援制度の性質を以下の凡例を用いて表示しています。

給付

返還不要の給付金です。

貸付

返済が必要となる貸付金です。**ただし、要件を満たせば返済不要となるものが一部含まれます。**

減免

必要となる費用が減額または免除される制度です。

預かり

お子さんを施設等で預かるサービスです。

派遣

支援員を自宅等に派遣し、各種サービスを行います。

情報

各種の情報提供を行います。

優遇

ひとり親家庭の方などが優遇される制度です。

入居

親子ともに住宅や施設に入居できます。

相談

専門機関が各種相談に応じます。

定期的な給付金

児童扶養手当

給付

減免

ひとり親家庭の方に手当が支給されます。第3子以降は、第2子と同額となります。なお、所得制限があります。

また、児童扶養手当の支給を受けている世帯はJR通勤定期代が割引になる制度があります。

児童扶養手当＜本体額＞		児童扶養手当＜第2子以降加算額＞	
全部支給の場合	一部支給の場合	全部支給の場合	一部支給の場合
46,690円	46,680円～11,010円	11,030円	11,020円～5,520円
支給時期			
年6回(奇数月)(各前月までの2か月分を支給)			

対象者 ひとり親家庭で児童を養育している方（児童が18歳になった年度末まで）

お問合せ

▶市町村

児童手当

給付

高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に手当が支給されます。

手当月額	支給時期
・3歳未満 第1,2子: 15,000円、第3子以降: 30,000円 ・3歳～高校生年代 第1,2子: 10,000円、第3子以降: 30,000円	・年6回(偶数月) (各前月までの2か月分を支給)

対象者 高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

お問合せ

▶市町村

減免制度

ひとり親家庭医療費助成

減免

ひとり親家庭の児童（18歳になった年度末まで）及びその親が、医療機関で受診した際、医療費の自己負担額について助成を行います。

※所得制限の有無や、設定を受ける条件が市町村によって異なります。

対象者 ひとり親家庭の児童（18歳になった年度末まで）及びその児童を扶養する親

お問合せ

▶市町村

税の軽減

減免

一定の要件に該当すれば、所得税・住民税の控除（ひとり親控除、寡婦（寡夫）控除）を受けることができます。詳しくは下記までお問合せください。

お問合せ

▶税務署

▶市町村

年金

遺族年金

給付

一家の働き手の方や年金を受け取っている方などが亡くなられたときに、ご家族に給付される年金です。年金を受けられるかどうかは、下記までお問合せください。

お問合せ

▶年金事務所 ▶市町村

貸付

母子父子寡婦福祉資金貸付

貸付

児童の修学や生活の安定のために必要な修学資金、就学支度資金、生活資金などの12種類の資金を借りることができます。無利子又は低利子で貸付を行っています。**必ず返済しなければならない借入金で、返済の見通しが必要です。**貸付には審査があります。お早めにご相談ください。

資金の種類			
修学資金	就学支度資金	修業資金	就職支度資金
技能習得資金	医療介護資金	生活資金	結婚資金
住宅資金	転宅資金	事業開始資金	事業継続資金

対象者 ひとり親家庭の方、寡婦



←詳しくはこちら

(多様な生き方支援課HP)

お問合せ

▶市町村

生活福祉資金貸付

貸付

相談

社会福祉協議会が行う、低所得世帯等への資金の貸付けと相談支援を行う事業です。総合支援資金、福祉資金、教育支援資金などの資金が必要最小限の範囲で貸付けされます。

対象者 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

お問合せ

▶市町村社会福祉協議会

保育料

保育料無償化・減額

減免

市町村民税の課税状況により、保育料が無償化・減額される場合があります。
各市町村では、国の基準をもとに保育料を決定しており、兄弟姉妹がいる場合は、2人目・3人目の保育料が軽減されることがあります。なお、3歳児以上については無償となります。

対象者 保育所等に通所している児童のいる世帯（所得制限あり）

お問合せ

▶市町村

日常的に利用できる保育サービス

ひとり親家庭等日常生活支援（子育て支援）

派遣

仕事で帰宅が遅くなる場合などに日常生活支援員を派遣し、保育のサービス（保育サービス及びこれに附随する便宜）を利用できます。自宅でのお子さんの見守りのほか、習い事への送迎などにも利用可能です。
※支援内容は日常生活支援員と要相談

対象者 〈定期的な利用〉小学生以下のこどもを養育しているひとり親家庭
〈一時的な利用〉仕事や病気、生活環境の変化のために支援を必要とするひとり親家庭、寡婦（中学生以上のこどもを養育している場合はこちら）

お問合せ

▶市町村

ファミリー・サポート・センター

預かり

派遣

児童の預かりの「援助を受けたい方」と「援助を行いたい方」との相互援助活動の連絡・調整を行います。

対象者 子育て中の労働者や主婦等（会員登録が必要）



←詳しくは
こちら

（わかやま子育ての広場）

お問合せ

▶市町村

放課後児童クラブ（学童保育）

預かり

放課後に、学校の余裕教室や児童館等で遊びや生活の場を提供します。
※開設時間は施設によって異なります。

対象者 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）

お問合せ

▶市町村

一時預かり

預かり

保育所等において、保護者の急病や緊急な用事、リフレッシュの時などのために、乳幼児を一時的に預かるサービスです。

対象者 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児



←詳しくは
こちら

(わかやま子育ての広場)

お問合せ

▶市町村

ショートステイ

預かり

保護者が病気やケガ、出産、出張等の理由で家庭での養育が一時的に困難になったとき、里親または児童養護施設等でこどもを一定期間お預かりする制度です。所得により費用がかかる場合があります。

対象者 一時的に児童の養育が困難になった家庭



←詳しくは
こちら

(わかやま子育ての広場)

お問合せ

▶市町村

トワイライトステイ

預かり

夜間や休日に養育が困難な場合に、里親または児童養護施設等でこどもに食事等の提供を行う制度です。所得により費用がかかる場合があります。

対象者 平日の夜間又は休日に保護者が不在となる家庭



←詳しくは
こちら

(わかやま子育ての広場)

お問合せ

▶市町村

病児・病後児保育

預かり

こどもが病気の際に、保護者の仕事等の都合により、自宅等でこどもをみられない場合に、一時的にこどもを預けることができます。(対象年齢、利用料金、ネット予約の可否等、施設により異なりますので、詳細は直接お問合せください。)

対象者 こどもが病気の際に、保護者が仕事等のため、自宅等で保育が困難な家庭



←詳しくは
こちら

(わかやま子育ての広場)

お問合せ

▶市町村

ひとり親家庭・寡婦の方への貸付

母子父子寡婦福祉資金

貸付

お子さんの進学や修学に必要なお金を借りることができます。貸付には審査があります。お早めにご相談ください。また、貸付の申請時点で支払済みの費用については貸付できませんのでご注意ください。

※以下は12の資金のうち高校・大学に関する「就学支度資金」と「修学資金」について記載

対象者 ひとり親家庭の児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子

●就学支度資金

- ・進学時に必要となる経費（入学金、制服代、敷金、礼金など）への貸付金

《 貸付限度額（抜粋） 》

学校等種別	国公立		私立	
	（自宅から通学）	（自宅外から通学）	（自宅から通学）	（自宅外から通学）
高校	150,000円	160,000円	410,000円	420,000円
大学	410,000円	420,000円	580,000円	590,000円

●修学資金

- ・修学中に必要となる経費（授業料、通学費、家賃、教科書など）への貸付金

《 貸付限度額（抜粋） 》

学校等種別	国公立		私立	
	（自宅から通学）	（自宅外から通学）	（自宅から通学）	（自宅外から通学）
高校	27,000円/月	34,500円/月	45,000円/月	52,500円/月
大学	71,000円/月	108,500円/月	108,500円/月	146,000円/月



←詳しくは
こちら

（多様な生き方支援課HP）

お問合せ

▶市町村

その他の給付・貸与制度

あなたの「これから」のための応援サポート

給付

減免

貸付

和歌山県教育委員会が作成したリーフレット「あなたの『これから』のための応援サポート」において、就学・修学・就職のための各種給付金や貸与制度が紹介されています。



←詳しくは
こちら
（教育庁生涯学習課HP）

お問合せ

▶和歌山県教育庁
生涯学習局生涯学習課奨学班
073-441-3663

働きやすい職場さがし

マザーズコーナー（ハローワーク）

相談

情報

子育てをしながら働きたい方への就職支援を行うハローワークの取組です。仕事と子育てが両立しやすい求人情報や、保育所や子育て支援サービス等に関する情報提供のほか、就職に関する様々な相談対応を行っています。



←詳しくはこちら
（厚生労働省マザーズ
ハローワークHP）

お問合せ

▶各マザーズコーナー

わかやま就職支援センター（はたらコードわかやま）

相談

情報

和歌山県での就職を考えている・お悩みの方の就職を支援します。キャリアコンサルタントや専門の相談員による個別相談や、就職に必要な各種セミナーを随時開催しています。



←詳しくはこちら
（はたらコードわかやまHP）

お問合せ

▶わかやま就職支援センター
TEL：073-421-8080

母子家庭等就業・自立支援センター

相談

情報

ひとり親家庭の方を対象に、就職に関する相談や情報提供、講習会等を行います。

資格取得等の支援

自立支援教育訓練給付金

給付

働く方々の主体的なスキルアップやキャリア形成を支援するための給付金です。資格取得講座等を受講し、修了した場合に受講料の一部が支給されます。
※講座受講前に申請し、講座の指定を受ける必要があります。

対象者

下記(1)～(3)のすべてを満たす方

- (1)ひとり親家庭の母、父で、見守り支援事業(P12)により自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- (2)講座を受講することが適職につくために必要であると認められる方
- (3)過去にこの給付金を受給していない方

お問合せ

▶市にお住まいの方
⇒市福祉事務所

▶町村にお住まいの方
⇒県振興局健康福祉部

資格取得等の支援

高等職業訓練促進給付金

給付

就職に有利な資格取得等を支援するための給付金です。養成機関での修業期間中の生活費の支援として給付金が支給されます。また、修了後は修了支援金が支給されます。

《支給額》	訓練促進給付金※	修了支援金
住民税課税世帯	月額70,500円	25,000円
住民税非課税世帯	月額100,000円	50,000円

※修業期間の最終年は、訓練促進給付金に4万円加算された額が支給されます。

《対象資格》6か月以上のカリキュラム修業により取得を目指す以下の資格

〔 看護師、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、
シスコシステムズ認定資格 など 〕

対象者 下記(1)(2)の両方を満たす方

- (1) 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準である方（所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。）
- (2) 仕事又は育児と養成機関での修業の両立が困難である方

※この給付金の利用者を対象とした貸付制度があります。
（P8「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」参照）

お問合せ

▶市にお住まいの方
⇒市福祉事務所

▶町村にお住まいの方
⇒県振興局健康福祉部

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

給付

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、受講料の一部（40%～60% ※上限あり）が支給されます。
※講座受講前に申請し、講座の指定を受ける必要があります。

対象者 下記(1)(2)の両方を満たす方

- (1) ひとり親家庭の母、父で、見守り支援事業（P12）により自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- (2) 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方

お問合せ

▶市にお住まいの方
⇒市福祉事務所

▶町村にお住まいの方
⇒県振興局健康福祉部

※一部、未実施の場合があります

資格取得等の支援

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 貸付

高等職業訓練促進給付金（P7）を利用して養成機関で資格取得を目指す方が、入学準備金（上限50万円）や就職準備金（上限20万円）を借りることができます。

返還免除 ※次の条件をいずれも満たした場合、返還が免除されます。

- ・養成機関修了後1年以内に資格を活かして就職
- ・県内に居住し、5年間引き続きその職に従事

お問合せ

▶市にお住まいの方
⇒市福祉事務所

▶町村にお住まいの方
⇒県振興局健康福祉部

母子父子寡婦福祉資金 貸付

就職に有利な資格や自動車運転免許の取得に必要な費用を借りることができます。

●技能習得資金

- ・ひとり親家庭の親の方が事業開始や就職に必要な知識・技能を習得するために必要な授業料、材料費等に充てるための貸付金です。就職先等で自動車の運転が必要な場合は免許取得費用も対象となります。

《限度額》 【一般】68,000円/月 【技能】816,000円/一括
【運転免許】460,000円

●修業資金

- ・ひとり親家庭の親の方が事業開始や就職に必要な知識・技能を習得するために必要な授業料、材料費等に充てるための貸付金です。就職先等で自動車の運転が必要な場合は免許取得費用も対象となります。

《限度額》 【一般】68,000円/月 【運転免許】460,000円

●就職支度資金

- ・ひとり親家庭の親やお子さんが就職に必要な被服、履物等の購入費に充てるための貸付金です。

《限度額》 【一般】105,000円 【自動車購入】235,000円

お問合せ

▶市町村

ハロートレーニング（公的職業訓練） 優遇

国及び都道府県が行う職業訓練です。パソコンや医療事務、介護などの講座が原則テキスト代の自己負担のみで受講でき、ひとり親の方を対象とした講座もあります。

対象者 ハローワークに求職申込をしており、ハローワーク所長の受講あっせんを受けた方

お問合せ

▶最寄りのハローワーク
▶県労働政策課 TEL：073-441-2800

住まい

ひとり親家庭住宅支援資金貸付

貸付

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方が住居の借り上げに必要なとなる資金（上限4万円×12月）を借りることができます。

返還免除

貸付から1年以内に就職又は所得アップが見込まれる転職等をし、就労を1年間継続したとき

対象者

所得が児童扶養手当受給相当の方（ただし、所得水準を超過しても1年以内であれば対象）で、見守り支援事業（P12）により、自立支援プログラムの策定を受けている方

お問合せ

▶市にお住まいの方
⇒市福祉事務所

▶町村にお住まいの方
⇒県振興局健康福祉部

県営住宅優先入居

優遇

入居

県営住宅への入居の募集において優先枠と一般枠の2回の機会を得ることができます。ただし、募集戸数によっては優先枠を設けないことがあります。

※市町村営住宅については、各市町村へお問合せください。

対象者

母子家庭の母、父子家庭の父

お問合せ

▶県建築住宅課 TEL：073-441-3210
▶各市町村

母子生活支援施設

入居

心身の安定と自立促進のために、母と子どもがともに入所でき、日常生活や就労、子育て等の支援が受けられます。

対象者

18歳未満の児童を養育している母子家庭及び母子家庭に準じる家庭

お問合せ

▶市にお住まいの方
⇒市福祉事務所

▶町村にお住まいの方
⇒県振興局健康福祉部

暮らし

ひとり親家庭等日常生活支援（生活援助）

派遣

仕事で帰宅が遅くなる場合などに日常生活支援員を派遣し、生活援助のサービス（家事、介護その他の日常生活の便宜）を利用できます。自宅での家事などのほか、買い物の代行などにも利用可能です。

※支援内容は日常生活支援員と要相談

対象者

〈定期的な利用〉小学生以下の子どもを養育しているひとり親家庭

〈一時的な利用〉仕事や病気、生活環境の変化のために支援を必要とするひとり親家庭、寡婦（中学生以上の子どもを養育している場合はこちら）

お問合せ

▶市町村

養育費の確保支援

公正証書作成費用等補助

給付

公正証書の作成費用や養育費保証契約の締結費用などを支援します。

①公正証書等作成費用【上限3万円】

- ・公正証書（強制執行認諾条項付きのもの）、調停調書、確定判決、和解調書などの「債務名義」の作成に要した費用を給付します。

②養育費保証契約締結費用【上限5万円】

- ・養育費保証会社との契約（1年以上）に要した費用を給付します。（契約1年目に係る費用に限る。）

③強制執行費用【上限3万円】

- ・養育費の強制執行の申立て等に要した費用を給付します。

対象者 児童扶養手当を受給されている方、もしくは同等の所得水準にある方

お問合せ

▶市にお住まいの方
⇒市福祉事務所

▶町村にお住まいの方
⇒県振興局健康福祉部

弁護士相談

相談

和歌山弁護士会の推薦を受けた弁護士が、公正証書の作成時や裁判所での調停時、相手が支払いに応じない場合など、養育費に関する相談に無料で応じます。（代理人としての行為は行いません。）

対象者 ひとり親家庭の母、父など ※離婚を検討中の方も御利用いただけます。

お問合せ

▶県振興局健康福祉部

同行支援

派遣

公正証書の作成に公証役場へ行く際や、調停などの手続きに裁判所へ行く際、支援員が同行します。支援員は話し合いの記録や必要な声掛けにより支援します。法的な助言は行いません。また、同行の際に知り得た秘密は厳守します。

対象者 児童扶養手当を受給されている方、もしくは同等の所得水準にある方
※離婚を検討中の方も御利用いただけます。

お問合せ

▶市町村

その他の相談先

養育費等相談支援センター

養育費と親子交流について電話やメールによる相談に対応しています。

※携帯電話、PHS以外



お問合せ

0120-965-419(※)
03-3980-4108

法テラス和歌山

法的トラブルに関する情報提供、経済的に困りの方への無料法律相談や裁判費用等の立替を行います。資力（収入・財産）が一定額以下である必要があります。

※IP電話やプリペイド携帯等以外



お問合せ

0570-078-340(※)
050-3383-5457

子育てに関する相談

親子のための相談LINE

相談

子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18歳未満）とその保護者の方などがLINEで相談できる窓口です。匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも相談ができます。また、相談内容の秘密は守られます。

相談受付：月～金（祝日、年末年始（12/29～1/3）除く）10:00～20:00



←詳細・登録手順はこちら

（親子のための相談LINE）

児童相談所相談専用ダイヤル

相談

悩みや困りごとを抱えたこどもや子育てに悩む保護者が相談できる窓口があります。匿名でも相談できるので、ひとりで悩まずに、お気軽にご相談ください。相談受付時間は24時間365日。（お近くの児童相談所につながります。）

お問合せ

▶専用ダイヤル TEL：0120-189-783
（いちはやくなやみを）

いじめ・不登校などの相談

こどもSOSダイヤル

相談

いじめやその他のこどものSOS全般について、こどもや保護者などが夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できます。

お問合せ

▶ TEL：073-422-9961

教育相談電話

相談

こどもの不登校やいじめ、非行等に係る心理的な問題や、不登校児童生徒の学習相談について、また、生活や学習上の困難による特別な支援についての電話相談を行っています。相談受付日は月～金（祝日、年末年始を除く。）、受付時間は9時～12時／13時～17時

お問合せ

▶ TEL：073-422-7000（和歌山市）
▶ TEL：0739-23-1988（田辺市）

くらしの相談

生活困窮者自立相談支援

派遣

相談

生活に困っている方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を実施しています。

※生活保護を受給されている方は対象外です。

お問合せ

▶市にお住まいの方
⇒市福祉事務所

▶町村にお住まいの方
⇒県振興局健康福祉部

ひとり親家庭訪問支援

派遣

相談

ひとり親家庭の孤立を防止するため、児童扶養手当の新規受給資格者となった方を対象に訪問支援員を派遣し、支援制度の案内や生活一般に係る相談に応じます。

お問合せ

▶市町村

※一部、未実施の場合があります。

見守り支援（自立支援プログラム）

派遣

相談

見守り支援員が、仕事や子育て等の悩み事、心配事についての相談に応じ、それらを解決するための自立支援プログラムを無料で策定します。離婚前からでも相談可能です。

お問合せ

▶市町村

その他

DV・性暴力等の相談

相談

◆和歌山県DV相談支援センター

配偶者暴力の被害者や困難な問題を抱えている女性を支援します。

9:00～21:30（年末年始を除く）

お問合せ

073-445-0793
#8008（全国共通フリーダイヤル）

◆性暴力救援センター和歌山「わかやまmine」

(メイン)

性暴力を受けた方に支援員が総合的支援を行います。24時間365日
（但し、22時～翌朝9時と年末年始はコールセンターでの対応となります）

お問合せ

073-444-0099(オーエンキューキュー)
#8891（全国共通フリーダイヤル）

◆DV相談+（プラス）

24時間受付です。

お問合せ

0120-279-889(つなぐはやく)

こどもや家庭に関する主な相談窓口

相談

こどもや家庭に関する主な相談窓口はこちらを参照ください。この冊子で紹介しきれない相談窓口も掲載されています。



わかやま子育ての広場
（相談窓口）

8. 問合せ先一覧

県振興局問合せ先

海草振興局健康福祉部	073-482-5511	那賀振興局健康福祉部	0736-61-0020
伊都振興局健康福祉部	0736-42-0491	有田振興局健康福祉部	0737-64-1016
日高振興局健康福祉部	0738-22-3481	西牟婁振興局健康福祉部	0739-26-7932
東牟婁振興局健康福祉部	0735-21-9610	東牟婁振興局健康福祉部串本支所	0735-72-0525

各市町村問合せ先

和歌山市福祉事務所	073-435-1219	有田川町	0737-22-4501
海南市福祉事務所	073-483-8430	美浜町	0738-23-4904
橋本市福祉事務所	0736-33-6102	日高町	0738-63-3801
有田市福祉事務所	0737-22-3658	由良町	0738-65-0201
御坊市福祉事務所	0738-52-5033	印南町	0738-42-1738
田辺市福祉事務所	0739-26-4927	みなべ町	0739-33-7550
新宮市福祉事務所	0735-23-3344	日高川町	0738-22-1701
紀の川市福祉事務所	0736-77-2511	白浜町	0739-43-6585
岩出市福祉事務所	0736-62-2141	上富田町	0739-34-2373
紀美野町	073-489-9966	すさみ町	0739-55-4804
かつらぎ町	0736-22-0300	那智勝浦町	0735-52-2946
九度山町	0736-54-2019	太地町	0735-59-2335
高野町	0736-56-2933	北山村	0735-49-2331
湯浅町	0737-65-3008	古座川町	0735-67-7900
広川町	0737-23-7795	串本町	0735-67-7027

9. 情報提供

こども食堂



こども食堂は、みんなで楽しく食事をしながら、遊んだり、勉強したりできるこどもの居場所です。多世代の住民が集まる地域コミュニティの場にもなっています。

お問合せ：和歌山県こども未来課 073-441-2492（直通）



ひとり親家庭の交流の場

ひとり親家庭の方が子育てや仕事との両立など、様々な内容を気軽に語り合える機会を作ります。また、母子家庭の方や寡婦の方が参加する民間団体としては、以下の団体があります。

（公社）和歌山県母子寡婦福祉連合会 TEL：073-452-2711

